

## 山梨県立あけぼの医療福祉センター自家用電気工作物保安管理業務に係る一般競争入札公告

### ◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年2月22日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠山 和男

#### 一 一般競争入札に付する事項

##### 1 業務名称及び数量

山梨県立あけぼの医療福祉センター自家用電気工作物保安管理業務 一式

##### 2 業務内容

入札説明書で定める内容等であること。

##### 3 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 山梨県内に本店又は主たる事業所を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。
  - (1) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
  - (2) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと
- 4 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号に規定する電気主任技術者が2名以上在職している法人であること。
- 5 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第2号の規定に該当し、当センターが電気事業法施行規則第52条第2項の規定による承認を受けるに足りる委託契約の相手方としての要件を具備する者であること。
- 6 緊急時に適切な対応を行う体制を整備していることを証明した者であること。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- 8 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、自家用電気工作物保安管理業務について、国又は地方公共団体と履行期間が1年以上の契約を締結し、全ての履行が完了又は完了する見込みがあること。

### 三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

山梨県立あけぼの医療福祉センター 総務課 電話 0551-22-6111

- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和6年2月28日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

令和6年2月22日（木）から令和6年2月28日（水）までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課に持参又は郵送によること。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月1日（金）午前11時 山梨県立あけぼの医療福祉センター（〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1）1階 会議室

- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、規則第108条に規定する入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

## 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

## 4 契約書作成の要否

要

## 5 最低制限価格の有無

無

## 6 前払い金の有無

無

## 7 長期継続契約

この契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約を変更し、又は解除することがある。

## 8 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

以上